

三原市広告付きAED設置事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

三原市内の公共施設に、本市の費用負担なしでAED（自動体外式除細動器）を設置するため、広告付きAEDの設置・維持管理及び広告事業を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 事業概要

(1) 事業名称

三原市広告付きAED設置事業

(2) 事業内容

「三原市広告付きAED設置事業仕様書」のとおり

(3) 事業期間

令和2年8月1日から令和9年7月31日まで（7年間）

(4) 各施設へのAEDの設置期限

令和2年7月31日（金）

※ ただし、（仮称）三原市駅前中央図書館（令和2年7月開館予定）のみ、開館日の前日までにAED本体を設置することを希望します。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から協定書締結日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から協定書締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び三原市税を滞納していない者であること。（三原市への納税義務がない場合は三原市税に関するものは除外する。）
- (5) AEDの設置及び維持管理に必要な高度管理医療機器等販売業・貸与業の資格を有する者、または、同資格を有する者を協力会社に指定できる者であること。

4 スケジュール

公募開始（実施要領等の公表、配布開始）	令和2年2月10日（月）
質問書の提出期限	令和2年2月28日（金）17時00分
参加表明書・企画提案書の提出期限	令和2年3月6日（金）17時00分
ヒアリング日時の通知	令和2年3月11日（水）予定
ヒアリング実施日	令和2年3月18日（水）予定
選定結果通知	令和2年3月下旬 予定
協議・協定書締結	令和2年4月予定

※ 現時点の予定であり、今後変更する場合がある。

5 質問及び回答

当プロポーザルの実施に関し、不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

(1) 提出期限

令和2年2月28日(金) 17時00分まで【必着】

(2) 提出先

「11 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

(3) 提出方法

質問書(様式第1号)に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールで提出すること。

※ 受信確認のため、提出した際は電話でその旨を連絡すること。

(4) 回答方法

三原市ホームページ上に掲載するとともに、質問者に対して、掲載した旨を電子メールで連絡する。

6 参考資料の提供

三原市ホームページ上に掲載している資料のほか、企画提案書の作成にあたり必要な場合は、次の資料を希望する事業者に対して電子データで提供する。

資料提供を希望する場合は、事業者名、担当者名、連絡先(Eメールアドレス)を、「11 書類提出及び問い合わせ先」まで電子メールで提出すること。なお、当該資料は、本業務の企画提案のために提供するものであり、他の目的に使用せず、電子データ(複製したものを含む)・印刷した資料は、企画提案終了後、適切に処分すること。

仕様書4「(1) 設置する施設」に係る設置場所の詳細図面・資料

仕様書4「(2) 設置を希望する施設」に係るAED設置状況一覧表

7 参加表明書・企画提案書の提出方法

(1) 提出期限

令和2年3月6日(金) 17時00分まで【必着】

(2) 提出先

「11 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(ただし、郵送の場合は一般書留又は簡易書留郵便に限る。)

(4) 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書(様式第2号) 1部

イ 添付書類(該当者のみ ※印参照) 各1部

※ 平成30～令和2年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿又は平成31・令和2年度三原市測量・建設コンサルタント等業務委託競争入札参加資格名簿に登載されている者以外の者が参加表明書を提出する場合、次の書類を添付すること。

- ・商業登記簿謄本(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)の写し
- ・印鑑証明書の写し
- ・財務諸表(貸借対照表、損益計算書)の写し(直近1年分)
- ・市税の納税証明書 ※写し不可、三原市に納税義務がない場合は不要
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書(その3)または(その3の3)の写し

※ 各種証明書は申請日以前3ヵ月以内に証明されたものを提出すること。

ウ 会社概要書(様式第3号) 1部

エ 企画提案書（任意様式）

10部

※作成方法

・様式及び印刷方法

A4判，任意様式，両面印刷，ページ番号付，枚数制限なし，ホッチキス留

・自社を特定する情報の扱い

表紙を含む企画提案書のすべてに渡って，提出者を特定できる名称や商号，ロゴマーク等を記載しないこと。

・企画提案書の構成

企画提案書は「表紙・目次・本編」で構成し，本編は，別表「審査基準」の各項目を網羅する内容で構成すること。

オ AEDの設置及び維持管理に必要な高度管理医療機器等販売業・貸与業の資格を有する，または，同資格を有する者を協力会社に指定できる場合，その資格者証の写し。

なお，AEDの設置及び維持管理について，故障発生時等の緊急時には，AEDの使用不可期間が生じることの無いよう，速やかに復旧作業できる対応方法について，企画提案書に明記すること。

(5) 参加の辞退

参加表明書の提出後，参加を辞退する場合は，代表者名・押印による任意様式の書面で申し出ること。

8 選定方法

(1) 選定委員会の設置

企画提案の審査及び設置事業者の候補者を選定するため，市職員で構成する選定委員会を設置する。

(2) 審査及び選定

選定委員会において，別表の審査基準に基づき採点し，一定以上（70点以上）の点数があり，かつ，最も点数の高かった提出者を候補者として選定する。

(3) ヒアリング

企画提案の内容確認及び審査のため，選定委員会においてヒアリングを実施する。

ア 実施日 令和2年3月18日(水)午前予定

イ 実施場所 三原市役所本庁舎内会議室（三原市港町三丁目5番1号）

ウ 実施方法

・1社につき30分程度（説明20分，質疑10分）を予定している。

・説明は，提出済の企画提案書（紙）で行うものとし，プロジェクター・モニター等による資料投影は行わない。なお，説明を補足するため，AED・広告物等の機材を持参することは差し支えない。

エ 備考

・提出者ごとのヒアリングの日時・場所は，別途通知する。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は，その者を失格とする。

ア 参加資格の要件を満たしていない場合，又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合，又は提出書類に不備があった場合

ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

エ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合

9 協定書の締結等

- (1) 本市は、候補者と協議し、設置事業者としての適格性の審査を行った上で、提案内容を反映した協定書を締結する。
- (2) 候補者は、協定書締結に向けて本市と協議し、協力すること。
- (3) 協定書締結後、本市の指示に基づき、行政財産目的外使用許可の申請を行うこと。
- (4) 本市は、候補者との協議が整わない場合、又は、候補者が失格となった場合は、次点者と協議を行うものとする。
- (5) 協定書締結後、速やかに担当課及び各施設所管課との協議を開始すること。

10 その他

- (1) 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。
- (2) 提出書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- (3) 参加表明及び企画提案に要する経費は、提出者の負担とする。
- (4) 企画提案書の著作権は、各提出者に帰属する。ただし、本市と協定書締結に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める範囲に限り、その一部又は全部を無償で使用することができるものとする。
- (5) 提出書類については、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づき公開する。

11 書類提出及び問い合わせ先

三原市 保健福祉部 保健福祉課

住所：〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号（本庁舎2階）

電話：0848-67-6053(直通) Fax：0848-67-5934

Eメール：sunsea@city.mihara.hiroshima.jp

別表

審査基準

審査基準	点数
1 事業実績	
(1) 地方自治体・公共施設の広告事業の実績数	3点
(2) 地方自治体・公共施設の広告事業の実績数（うちAED）	2点
2 AEDの設置及び維持管理	
(1) AEDの設置数 ※本事業の最優先事項であるAEDの「数量」を評価する。	40点
(2) AEDの仕様 ※仕様への適合状況，付加機能の有無・内容などを評価する。	10点
(3) AEDの維持管理の内容及び体制 ※AEDの状態の監視方法，保守拠点・体制（名称等を含む）などを評価する。	10点
3 広告及び筐体	
(1) 広告の表示方法及び筐体の形状 ・来庁者・職員へのわかりやすさ	5点
・筐体の色・形状等の各施設との調和，施設ごとの変更対応	15点
(2) 広告内容の審査方法及び広告主の選定方法	5点
(3) 広告内容に関する苦情処理等の体制	5点
4 事業者の適格性	
(1) 業務理解（事業の体制，工程，ヒアリングへの対応など）	5点
計	100点